

大矢保議長不信任決議

これまで何度か辞職願を提出し、そのたびに議会の混乱を招き、さきの6月議会においては、自身の不穏当な発言により全国的にも珍しい、議長が懲罰を受ける事態に至った。

各会派の調整をすることもせず、議会混乱の終結に動こうとしない大矢保議長のもとでは正常な議会運営はできないものとする。

よって、大矢保議長の辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成 29 年 8 月 31 日

青 森 市 議 会